

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第8条第1項の規定により、次の表の左欄に掲げる土地改良区が当該中欄に掲げる土地改良事業を行うことについて平成24年7月31日適当と決定し、その関係書類を当該右欄に掲げる場所において同年8月14日から同年9月3日まで縦覧に供する。

平成24年8月7日

香川県知事 浜 田 恵 造

土地改良区名	土地改良事業名	縦覧場所
丸亀市土地改良区	農業体質強化基盤整備促進事業 （水路改修事業）飯野地区	丸亀市産業文化部農 林水産課
丸亀市飯山町土地改良区	農業体質強化基盤整備促進事業 （頭首工改修事業）飯山地区	”
丸亀市綾歌町土地改良区	農業体質強化基盤整備促進事業 （水路改修事業）綾歌地区	”